

平成12年12月27日

訓令甲第44号

存続期間

## 警視庁職員交通事故防止対策規程

警視庁職員交通事故防止対策要綱（昭和40年11月1日訓令甲第25号）の全部を次のように改正する。

- 〔沿革〕 平成13年 3月 訓令甲第9号（い）  
14年 4月 同第22号（ろ）  
20年10月 同第30号（は）  
24年 3月 同第2号（に）  
25年 8月 同第23号（ほ）  
27年 3月 同第20号（へ）  
29年 1月 同第1号（と）改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）  
第2章 安全運転管理者等（第8条—第10条）  
第3章 自動車等又は自転車の運転（第11条—第15条）  
第4章 事故発生時の措置（第16条—第19条）  
第5章 届出及び資料（第20条—第22条）  
第6章 補則（第23条）

## 附 則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、職員（警察官、警察行政職員、一般職非常勤職員及び臨時職員をいう。以下同じ。）の交通事故の防止を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（ほ、へ、と）

(準拠)

第2条 職員の交通事故防止対策については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交通事故の意義)

第3条 この規程において職員の交通事故とは、職員を当事者とする自動車若しくは原動機付自転車（以下「自動車等」という。）又は自転車の運行によって生じた人の死傷又は物の損壊をいう。(ほ)

(総括推進者)

第4条 職員の交通事故防止対策の総括的な推進は、警務部長が行うものとする。

2 警務部長は、職員の交通事故防止対策を推進するため、必要があるときは、関係所属長又はその他の関係者を招集して、その意見を聴取するものとする。

(各部長の意見具申と協力)

第5条 各部長（学校長を含む。）は、警視総監に対し、職員の交通事故防止のための効果的な施策について意見具申するとともに、警務部長の行う職員の交通事故防止対策の推進について積極的に協力するものとする。

(所属長の責務)

第6条 所属長は、職員の交通事故防止について適切かつ効果的な施策を樹立し、これを推進するとともに、警視庁自動車管理規程（平成14年4月15日訓令甲第22号）に基づく所属車両の点検整備が適正に行われるよう配意しなければならない。(ろ、ほ)

2 所属長は、所属において管理する原動機付自転車及び自転車の点検整備についても適正に行われるように配意しなければならない。

(教養訓練)

第7条 所属長は、職員に対して、自動車等及び自転車の運転に必要な知識及び技能の向上を図るため、指導教養に努めなければならない。(ほ)

2 所属長は、自動車事故を起こした所属職員のうち、事故責任（無過失以外の事故）が認められる者については、運転技能、知識の向上のため、特別教養を行わなければならない。

## 第2章 安全運転管理者等

(安全運転管理者等の選任等)

第8条 所属長は、自動車の使用の本拠ごとに法令で定める資格要件を備える職員の中か

ら、適任と認められる者を安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）として選任しなければならない。

（安全運転管理者等の任務）

第9条 安全運転管理者は、所属長の命を受け、法令に定める義務を負うほか、職員の交通事故を防止するため各種の施策を樹立し、これを積極的に推進しなければならない。

2 副安全運転管理者は、法令に定める義務を負い、安全運転管理者を補助するとともに、安全運転管理者が不在又は事故あるときは、これに代わってその責めに任ずるものとする。

（幹部の任務）

第10条 所属の幹部は、職員の交通事故を防止するため、安全運転管理者と一体となって、各種の施策を推進しなければならない。

### 第3章 自動車等又は自転車の運転（ほ）

（自動車等の運転資格）

第11条 警察目的を遂行するために使用する自動車等の運転には、警視庁自動車運転技能検定規程（平成24年3月13日訓令甲第2号）に定める検定に合格した者をもって充てるものとする。ただし、原動機付自転車の運転については、所属長が許可した場合は、この限りでない。（い、に）

（安全運転上の心構え）

第12条 職員は、自動車等又は自転車を運転するに当たっては、次の各号の事項に留意し、交通事故の防止について万全を期さなければならない。（ほ）

- (1) 交通法規を身に付け、これを遵守すること。
- (2) 自動車等又は自転車の構造及び性能を体得し、整備技術の修得に努めること。
- (3) いかなる事態に遭遇しても冷静を保持することができるよう、平素からその修練に努めること。
- (4) 常に清新はつらつたる身心の保持に努めること。
- (5) 一般の自動車等又は自転車に対する優先意識を持たないこと。
- (6) 体調不良のときは、運転を避けるようにすること。

（安全守則）

第13条 職員は、自動車等を運転するに当たっては、前条の規定によるほか別記第1の自動車等運転守則、別記第2の緊急自動車運転守則及び別記第3の自動車等日常点検守則

に定める事項を厳守し、細心の注意をもって交通事故の防止に努めなければならない。

(ろ、ほ)

- 2 職員は、自転車を運転するに当たっては、前条の規定によるほか別記第4の自転車日常点検整備守則及び別記第5の自転車定期点検整備守則に定める事項を励行し、細心の注意をもって交通事故の防止に努めなければならない。

(自動二輪車等の運転時の遵守事項)

第14条 職員は、勤務中、自動二輪車（側車付きのものを除く。）又は原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）を運転するときは、前2条に規定する事項を遵守するほか、2人乗り運転をしてはならない。また、勤務外であっても、法令に定める場合のほか、これを遵守するよう努めるものとする。

(受傷事故防止上の留意事項)

第15条 職員は、自動二輪車等以外の自動車を運転する場合であっても、状況により乗車用ヘルメットを使用して受傷事故の防止に努めなければならない。(ほ)

- 2 職員は、自転車を運転する場合は、交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

#### 第4章 事故発生時の措置

(当事者の報告)

第16条 職員は、交通事故の当事者となったときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条の規定による必要な措置を講じた後、直ちに所属長に対し、その概要を報告しなければならない。

(事故発生地所轄署長等の報告)

第17条 警察署長及び高速道路交通警察隊長は、管轄又は担当区域内において、職員を当事者とする交通事故が発生した場合は、事故の程度、内容等のいかんにかかわらず、直ちに交通を担当する幹部を臨場させ、事故の内容を調査するとともに、当事者の所属長に電話速報しなければならない。この場合において、重大特異な事故については、警務部長（人事第一課監察係経由）、交通部長（交通総務課交通統計係経由）及び担当方面本部長に電話速報すること。(ほ)

- 2 前項の場合において、事故発生地が他府県内であるときは、当該職員の所属長が同項に準じて調査報告するものとする。

(所属長の報告)

第18条 前2条の規定による報告を受けた所属長は、直ちに事故の内容を調査し、事後速やかに警視庁交通事故取扱規程（昭和37年7月18日訓令甲第17号）の別記様式第6により警務部長（人事第一課監察係経由）、交通部長（交通総務課交通統計係経由）及び担当方面本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、所属職員の交通事故の処分結果について、次の各号の事項をその都度警務部長（人事第一課監察係経由）に報告しなければならない。

- (1) 司法処分の結果
- (2) 行政処分の結果
- (3) 不処分の場合はその理由  
(警務部長の措置)

第19条 警務部長は、前2条の規定による報告を受けたときは、状況により所属職員を派遣して事故の実態を調査し、これに分析検討を加えた上、関係所属長に対して必要な事項を指示するものとする。

#### 第5章 届出及び資料

(自動車等保有届出)

第20条 所属長は、所属職員が自動車等を保有した場合又は当該自動車等に係る届出内容に異動があった場合は、別記様式の自動車等保有届により、安全運転管理者を経由して届け出るよう指導しなければならない。(ほ)

2 所属長は、前項による届出を受けたときは、人事情報管理システムにより人事ファイルに登録し、自動車等保有者名簿を作成しておかなければならない。

(自動車等旅行者又は自転車旅行者に対する指導)

第21条 所属長は、職員が自動車等又は自転車により旅行する場合は、交通事故防止について適切な指導を行わなければならない。(ほ)

(運転要員及び運転免許取得者の登録)

第22条 所属長は、第11条の規定による警察目的を遂行するために使用する自動車等を運転することができる有資格者その他一般の運転免許取得者について、免許種別ごとに検定合格者、運転許可を受けた者及び一般の運転免許取得者別に整理した自動車等運転免許取得者名簿を人事情報管理システムにより作成しておかなければならない。

#### 第6章 補則

(警務部長への委任)

第23条 この規程を実施するため必要な事項は、警務部長が定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成12年12月27日から施行する。(に)
- 2 警視庁自動車運転技能検定規程（平成24年3月13日訓令甲第2号）による改正前の警視庁自動車運転技能検定規程（平成13年3月23日訓令甲第9号）第7条に規定する検定合格者である者については、第11条の規定中「警視庁自動車運転技能検定規程（平成24年3月13日訓令甲第2号）に定める検定に合格した者」とあるのは「警視庁自動車運転技能検定規程（平成24年3月13日訓令甲第2号）による改正前の警視庁自動車運転技能検定規程（平成13年3月23日訓令甲第9号）第7条に規定する検定合格者である者」と読み替えて、同条の規定を適用する。

別記第3から別記第5まで〔略〕

別記様式〔略〕

## 別記第 1

### 自動車等運転守則

(心構え)

1 交通のルールを守って、模範的な運転をしよう。

(清新はつらつ)

2 休養は十分にとり、いつも清新な気分でハンドルを握ろう。

(危険防止)

3 あぶないと思ったら、ハンドルでかわすより、まずブレーキを踏もう。

(安全速度)

4 他の車の速度や道路環境の良いのにつられて、制限速度を超えないようにしよう。

(安全運転)

5 路地や車の陰からの飛び出しに備えて、いつでも停止できるように運転しよう。

(予測運転の禁止)

6 止まってくれるだろう、避けてくれるだろう等の予測運転は絶対にやめよう。

(徐行、一時停止の励行)

7 徐行や一時停止は、確実に励行しよう。

(車間距離の確保)

8 車間距離は十分にとり、先行車や割り込み車の動きに注意しよう。

(安全確認)

9 発進、後退の際は、周囲を確かめよう。

(臨機応変に対応)

10 交通状況、道路環境、天候等を考えた事故防止に心掛けよう。

## 別記第2

### 緊急自動車運転守則

(心構え)

1 優先通行権は、真に必要やむを得ない場合に限り、冷静に行使しよう。

(運転者の指定)

2 緊急自動車は、必ず指定された者が運転しよう。

(冷静な運転)

3 緊急出動時は、事案の性質を考え、交通状況や道路環境に応じた冷静な運転に努めよう。

(予測運転の禁止)

4 避譲しない車、避譲できない車もあることを考えて予測運転は絶対にやめよう。

(安全確認)

5 交差点を通過するときは、一時停止又は徐行を必ず行い周囲の安全を確認しよう。

(資器材の活用)

6 拡声機、サイレン、警笛、停止灯等の資器材は有効に活用しよう。

(組織活動)

7 逃走車両の追跡に当たっては、まず手配し、組織活動により検挙することを心掛けよう。